

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 9月26日
【会社名】	I Tホールディングス株式会社
【英訳名】	IT Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前西 規夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5338-2277
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 喜多 昭男
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5338-2277
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 喜多 昭男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年9月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、中央システム株式会社（以下、「中央システム」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で中央システムとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	中央システム株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 本間 匡
資本金の額	73百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	717百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	1,622百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	業務アプリケーション開発・運用管理ソリューション

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	3,836	4,046	4,450
営業利益（百万円）	113	141	179
経常利益（百万円）	131	143	190
当期純利益（百万円）	72	54	102

大株主の氏名または名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年9月25日現在）

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
I Tホールディングス株式会社	96.40
二宮 政明	1.79
荒井 道夫	1.07
渡部 誠士	0.71

当社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は、平成25年9月25日現在、中央システムの発行済株式総数の96.40%（134,000株）を保有しております。
人的関係	当社の監査役1名および執行役員1名は、中央システムの取締役1名および監査役1名を兼任しております。
取引関係	当社は、中央システムに対し、事務所を賃貸しております。

(2) 本株式交換の目的

グループ運営の機動性を高め、グループ経営をより一層強化し、さらなる一体的かつ効率的な経営体制の確立を図るため、中央システムを本株式交換により完全子会社とするものです。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、中央システムを株式交換完全子会社とする株式交換です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	I Tホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	中央システム株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4

1 株式の割当比率

中央システムの普通株式1株に対して、当社普通株式4株を割当交付します。

ただし、当社が保有する中央システムの普通株式134,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2 本株式交換により交付する株式

普通株式 20,000株

なお、中央システムの株主に割当交付する当社普通株式は、当社の保有する自己株式をもって行うことから、新株の発行は行わず、資本金の額の増加もありません。

その他の本株式交換契約の内容

当社が中央システムとの間で平成25年9月26日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

ITホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と中央システム株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（甲および乙の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 甲：ITホールディングス株式会社
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
- (2) 乙：中央システム株式会社
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式およびその割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式に代えて、その保有する乙の普通株式数の合計に4を乗じた数の甲の普通株式を交付し、乙の普通株式の1株につき、甲の普通株式4株の割合をもって、甲が保有する自己株式から割り当てる。

ただし、株式交換比率は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、甲および乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（甲の資本金および準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は、次のとおりとする。ただし、効力発生日における乙の資産および負債等の状況により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年11月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の理由その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の定めるところに従い、甲および乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（株式交換承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき本契約について株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。
2. 乙は、平成25年10月11日に株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（乙の新株予約権の消却）

乙は、本契約が乙の株主総会で承認されることを条件に、全ての新株予約権を無償で取得し、消却する。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理を行い、通常の業務執行に伴うものを除き、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第9条（本契約の変更または解除）

本契約締結の日から株式交換の日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約の変更または解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、決定する。

第12条（準拠法と管轄）

本契約に関する解釈および紛争に対しては日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記を証するため本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年9月26日

甲 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
I Tホールディングス株式会社
代表取締役社長 前西 規夫

乙 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
中央システム株式会社
代表取締役社長 本間 匡

(4) 株式交換に係る割当の内容の算定根拠等

当社の株式価値については、当社が上場会社であることを勘案し、市場株価方式により、本株式交換の当社取締役会決議の前日である平成25年9月25日を算定基準日とし、算定基準日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値ならびに算定基準日までの直近1ヵ月、3ヵ月および6ヵ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。中央システムの株式価値については、中央システム株式が非上場であることおよび当社の連結子会社であることを勘案したうえで、算定基準日を平成25年3月31日現在とする純資産価額方式および類似会社比準方式により評価を行い、各評価結果を総合的に勘案のうえ、株式交換比率を算定いたしました。

当社および中央システムは、当該算定結果を参考に、両社間で協議した結果、上記の株式交換比率をもって本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであると判断のうえ、当該株式交換比率は相当であると考えております。

なお、上記の株式交換比率は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社間で協議のうえ、変更することがあります。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	I Tホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 前西 規夫
資本金の額	10,001百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	グループ会社の経営管理ならびにそれに付帯する業務

以上